

第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

公共 地域連携推進事業（一般国道改築分）濃飛横断自動車道

（仮称）濃飛3号橋（A1－P2間）上部工事に関する一般競争入札公告

公共 地域連携推進事業（一般国道改築分）濃飛横断自動車道（仮称）濃飛3号橋（A1－P2間）上部工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和7年5月2日

岐阜県知事

江崎 禎英

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 濃工第N－1号
工 事 名 公共 地域連携推進事業（一般国道改築分）濃飛横断自動車道
（仮称）濃飛3号橋（A1－P2間）上部工事
（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 一般国道 257号 中津川市茄子川 地内
- (3) 工事概要 （仮称）濃飛3号橋（A1－P2間）
橋梁上部工（PC2径間連結コンボ桁橋）
橋長：55.0m 幅員：13.0（16.3）m
セグメント製作工 N＝1式 架設工 N＝1式
- (4) 工 期 約33か月間（約980日間）
- (5) 予定価格 事後公表（この工事は「予定価格事後公表」の施行案件である。）
- (6) 低入札価格調査制度 有（失格判断基準 有）
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型②）の工事です。
- (11) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事です。
- (12) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
- (13) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。
- (14) 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（土木工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
土木工事業・総合点数（県外930点以上1650点未満、県内930点以上）	
施工実績に関する条件	
平成22年度以降申請期限日までに、元請けとして、完成引き渡しの済んでいる橋長39m以上のPC上部工の製作架設工事を施工した実績を有すること。 ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。	
配置技術者に関する条件	

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年5月1日）には専任で配置できる者であること。 なお、本工事に資機材調達の期間、かつ、現場施工を伴わない期間に配置する技術者は、現場施工での主任技術者又は監理技術者と同一の者である必要はなく、この期間に配置する技術者は次の基準アを満たし、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者としてもよい。 ア 技術士（建設部門）、1級土木施工管理技術士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる橋長3.9m以上のPC上部工の製作架設工事において、元請け人として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む）を有する者であること。また、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。	
技術者の兼務に関する条件	本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認めない工事である。
事業所の所在地に関する条件	なし
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社テイコク
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県恵那土木事務所 総務課管理調整係	0573-26-1111 (内線325)	〒509-7203 岐阜県恵那市長島町正家後田
工事担当課	岐阜県恵那土木事務所 濃飛横断自動車道建設課 濃飛横断自動車道建設第一係	0573-26-1111 (内線234)	1067-71 岐阜県恵那総合庁舎 3階
契約担当課	岐阜県県土整備部 道路建設課管理調整係	058-272-1111 (内線4583)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
申請受付担当課	岐阜県県土整備部 道路建設課橋りょう係	058-272-1111 (内線4585)	岐阜県庁12階

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年5月2日（金）午前9時から 令和7年6月20日（金）午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和7年5月2日（金）午前9時から 令和7年6月12日（木）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和7年5月2日（金）午前9時から 令和7年6月17日（火）午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和7年5月2日（金）午前9時から 令和7年5月22日（木）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和7年6月10日（火）まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和7年6月17日（火）午前9時から 令和7年6月20日（金）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和7年6月23日（月） 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県恵那土木事務所 ※紙入札者は、入札参加資格確認通知書の写しを持参のこと
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月24日（火）午前9時から 令和7年6月25日（水）午後4時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない）	申請受付担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内（県の休日を含まない。）	申請受付担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答

入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧
---------	---------	---------------------------------------

※) 紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）

注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

① 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

② 技術資料で示された実績等により最大24.0点の加算点を与えます。

③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

（ア）施工能力に関する事項

・「上部工架設時の安全対策について」

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）技術者の能力に関する事項

（エ）地域要件に関する事項

(3) 配置予定技術者については、当該発注工事において、現場施工に従事するものを評価します。

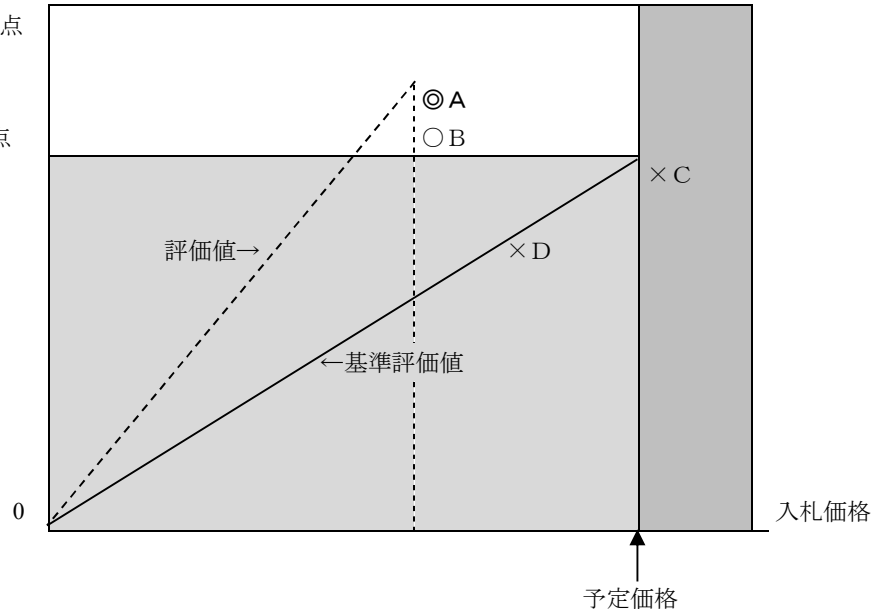
別添 総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点+加算点=124.0点

標準点=100点



A：落札者◎

B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○

C：非落札者（予定価格を超過）×

D：非落札者（基準評価値を下回る）×

②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。

さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項

（エ）地域要件に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、主要資材、環境配慮、技術所見により評価
技術提案

・「上部工架設時の安全対策について」

（イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴により評価

（ウ）同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価

（エ）営業拠点、災害協定参加等、近隣地域施工実績、製作拠点、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

- ① 標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として 100 点を付与する。
 ② 加算点：評価基準に応じて点数を付与する。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

評価項目と配点

小項目	評価項目	簡易型②
施工能力	工程管理	
	安全対策	1. 5
	主要資材	1
	品質管理	
	環境配慮	1
	技術所見（配慮すべき事項）	5
企業能力	工事成績評定点	2
	施工実績	1
	スタッフ数	1. 5
	優良工事施工者表彰歴	1
能技術者	施工実績	1
	保有資格	1. 5
	継続教育	0. 5
地域要件	営業拠点	2
	災害協定参加等	2
	近隣地域施工実績	1
	製作拠点	1
	県内企業の活用	1
		24. 0

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	客観的指標による安全対策の実施可能性を評価	・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣又は岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1. 5
		・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり	0
		労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり	▲1. 5
主要資材	県内での調達の意向 【主要工事材料】 生コンクリート（現場打ち）	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	1
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	0
品質管理			
環境配慮	I S O認定取得の状況	I S O 9 0 0 0 S 及び 1 4 0 0 1 取得済	1
		I S O 9 0 0 0 S 又は 1 4 0 0 1 取得済	0. 5
		取得なし	0
技術所見 (施工上の配慮すべき事項)	上部工架設時の安全対策について（別途記載）		満点 5

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注工事の土木一式工事)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成22年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績(国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	合成桁橋かつ連結構造で、橋長5.5m以上のPC上部工を施工した実績あり	1
		連結構造で、橋長4.7m以上のPC上部工を施工した実績あり	0. 5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数及び国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上	1. 5
		常勤雇用の従業員数10名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0. 5
		常勤雇用の従業員数10名未満、かつ、国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工表彰者歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (建築一式、電気、管、機械器具設置、電気通信工事を除く全ての工事)	部長による表彰歴あり	1
		現地機関の長（本庁各課長を含む）による表彰歴あり	0. 5
		表彰歴なし	0

○配置予定技術者の能力について

(3.0)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	平成22年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績(国及び岐阜県発注工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	合成桁橋かつ連結構造で、橋長5.5m以上のP.C.上部工を施工した実績あり	1
		連結構造で、橋長4.7m以上のP.C.上部工を施工した実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	ME※又はプレストレストコンクリート技士、かつ、自然工法管理士	1.5
		ME※又はプレストレストコンクリート技士	1
		自然工法管理士	0.5
		上記以外	0
継続教育(CPD)の取組状況	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計(単位=ユニット)	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

※ 「ME」とは、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう。

○地域要件について

(7.0)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	岐阜県内に本店あり	2
		岐阜県内に支店又は営業所あり	1
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県(農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部)との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	1
		岐阜県(農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く)若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	0.5
		上記以外	0
近隣地域施工実績	令和2年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績(岐阜県発注工事のみ対象)	岐阜県内での施工実績あり	1
		岐阜県内での施工実績なし	0
製作拠点	県内自社製作工場の状況	岐阜県内に自社製作工場あり	1
		岐阜県内に自社製作工場なし	0
県内企業の活用	当該工事の県内企業活用金額率(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

(別途記載)

○技術所見について

評価内容	評価指標	評価基準	評価点
技術所見 (施工上の配慮すべき事項)	上部工架設時の安全対策について	新設する橋梁は、(一)美濃坂本停車場線、(市)85号線、(市)86号線(中山道)と近接することから、架設時に周辺交通の安全を確保しつつ施工する必要がある。 これに加え、周辺には民家が近接していることから、歩行者を含む地域の交通環境に配慮した上部工架設時の安全対策について、具体的手法の記述と関連資料により評価する。	5 (※)

※1課題につき5点満点で評価。
所見項目は1課題につき5項目以内

5 技術所見

技術所見は1課題につきA4サイズ片面1枚以内に簡潔かつ要領よく記述することとし、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。

参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。

提案項目は、5項目以内とし、5項目を超過した場合は、記載順に5項目までの内容で評価する。なお、1つの提案項目に対する提案数の制限は無し。

他機関及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認めない。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例:「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)

②提案の実行の有無が確認できないもの

(例:実行したことを、写真等で確認できないもの)

③提案内容に明確な効果が認められないもの

④提案の実行に確実性がないもの

(例:「監督員との協議により施工する」)

(例:「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

② 評価値及び落札者の決定(簡易型①で入札参加者が7者、23.5点満点の例)

入 札 者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③／④× 1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	6
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	5
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1 (落札)

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

7 実施上の留意事項

責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止及び工事成績評定の減点を行うものとする。